

岡山商科大学における倫理的配慮が必要な研究にかかる審査手続き

(2020年2月12日 制定)

改正

2025年9月22日

(目的)

第1条 岡山商科大学（以下「本学」という。）に所属する教員が行う人間を対象とする研究で、かつ倫理的配慮が必要な研究について、倫理的観点から審査を行う。

(審査対象)

第2条 本手続きにおいて「倫理的配慮が必要な研究」とは、「人間の心身を計測する研究」および「個人または集団の意思に反してプライバシーを侵害する危険性のある研究」を指すものとする。研究には、実験、調査、面接等が含まれ、その形態に形式上の限定は設けない。

2 本学の教員が行おうとする研究に関して、教員から申請された実施計画を審査対象とする。

3 研究成果の出版又は発表予定の内容について、倫理に係わるとして教員から申請された場合も、前項と同様とする。

(審査委員会)

第3条 教員の行う「倫理的配慮が必要な研究」の審査は、岡山商科大学教職員倫理委員会規程第2条第1項第7号に基づき、岡山商科大学教職員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）が行う。

(申請手続き及び決定の通知)

第4条 本学に所属する教員は、人間を対象とする研究に際して、倫理的配慮が必要な研究については、倫理委員会に実施計画又は研究成果の出版若しくは発表予定の内容の審査を受けるものとする。

2 審査を申請しようとする者は、審査申請書（様式1号）に所要事項を記入し、実施計画及び内容にかかる関係文書とともに、委員長あて提出しなければならない。提出期限は原則、研究対象の実施日の1ヶ月前までとする。

3 委員長は、申請を受理したときは、速やかに審査を開始し、審査を終了したときは、審査結果通知書（様式2号）により、申請者に通知しなければならない。

4 申請者は、倫理委員会の審査を受け承認された研究を終了または中止したとき、速やかに報告書（様式3号）を提出するものとする。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、倫理委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2020年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、2025年8月8日から施行する。

(様式1号)

研究倫理審査申請書

年 月 日

岡山商科大学
教職員倫理委員会委員長 様

申請者
所 属
職・名前

岡山商科大学教職員倫理委員会規程第2条第1項第7号により、下記について審査を受けたく申請します。

記

1 研究テーマ	
2 研究者名	
所属	職名 氏名
3 研究協力者名	
4 研究の概要	
5 研究の対象、実施場所及び期間	
6 研究における倫理的考慮について	①
	②
	③
	④

以上

(様式2号)

年 月 日

研究倫理審査申請者
様

研究倫理審査結果通知書

岡山商科大学教職員倫理委員会委員長

年 月 日申請のあった研究倫理審査に関し、岡山商科大学教職員倫理委員会で審査した結果、以下の結果を得ましたので通知します。

記

研究題目 _____

【審査結果】

承認 ・ 不承認 ・ 審査対象外

以上

(様式3号)

年 月 日

研究(終了・中止)報告書

岡山商科大学
教職員倫理委員会委員長 様

申請者
所 属
職・名前

下記の研究を以下の通り ☐終了 ☐中止 いたしましたのでご報告いたします。
記

1 研究テーマ	
2 研究実施期間	審査申請書からの変更 ☐ 有 ☐ 無 変更後の期間
3 研究データの保存及び廃棄	審査申請書からの変更 ☐ 有 ☐ 無 変更内容(保存の期間・場所・方法・、廃棄の時期・方法など):
4 研究を中止した場合の理由	
5 論文・学会発表等	
6 備考	

以上